

飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例新旧対照表（最終 平成29年12月25日飯田市条例第37号）

改正後（案）	現行
<p>（地区の指定）</p> <p>第3条 法第20条第2項の規定による周辺地域内で<u>条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、商業地域及び近隣商業地域に接する区域内において、市長が指定する地区とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により周辺地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。周辺地区を変更し、又は周辺地区の指定を解除したときも、同様とする。</u></p>	<p>（地区の指定）</p> <p>第3条 法第20条第2項の規定による周辺地域内で<u>定める地区（以下「周辺地区」という。）は、別図のとおりとする。</u></p> <p><u>別図（第3条関係）</u></p> 